

京丹後市入札監視委員会(平成 24 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 24 年 9 月 27 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 <small>かくだ あきら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 <small>たなべ ひさお</small> 田辺 保雄 (弁護士) 委員 <small>むらお ひさひさ</small> 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (<small>いとい</small> 糸井財務部長) 2 報告事項 (1) 最低制限価格の運用について (2) 公共発注の基本方針制定前後の入札比較について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出 (五十音順で持ち回り) 5 その他 6 閉会あいさつ (<small>いとい</small> 糸井財務部長)	
審議対象期間	平成 23 年 10 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 8 件	(備考) 対象件数 127 件
一般競争入札	2 件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、最低制限価格の算定の基となる設計金額について、実情と積算の基準との隔たりがある状況が見受けられる。このことも踏まえ、最低制限価格を見直す場合は、実質的な工事の成績評定と、見直す必要性の客観的な事実関係を明確にされたい。 また、入札に関するルールについて、文書化され、入札参加者にわかる形で運用されているかどうかの確認を行い、適正に運用されていないものがあれば、公平で公正な競争性の確保のため、適正な方法で文書化し、公表することを検討されたい。	

別紙

「2 報告事項 関係」

1 最低制限価格の運用について

※ 最低制限価格の引上げを行う趣旨の説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 引上げの趣旨について (1)</p> <p>建設業者に対する補助的な意味合いが強く、本来の競争原理が失われるように思うが。</p>	<p>ダンピングの防止という観点を第一前提に考えています。</p>
<p>○ 引上げの趣旨について (2)</p> <p>国の平均的な適正価格を京丹後市では上回っている中で、最低制限価格を引き上げる必要があるのか。</p>	<p>国は、平成 23 年 4 月に公共工事の品質確保のため最低制限価格を引き上げています。本市では、平成 23 年 4 月から工事成績評定を本格導入していますが、国が引き上げた基準が本市に当てはまるのかという分析は、できていません。</p>
<p>○ 現状について (1)</p> <p>京丹後市の現状では、品質確保ができない業者を排除できているのか、あるいは経営効率に優れた企業ほど低い金額で応札して落札できていないのか。</p>	<p>きちんとした分析は行っていませんが、状況を見る限りでは、落札者は、積算精度を上げるための努力をしており、優良企業が落札する比率のほうが高いと思います。</p>
<p>○ 現状について (2)</p> <p>落札者が積算精度を上げるための努力をしており、優良企業が落札する比率が高いと考える根拠として、具体的に何があるのか。</p>	<p>本市では、格付け基準を設けていますが、業者の評価を基にランク付けを行っていますので、そのランク相当の業者の中に、不良な業者がいるという認識は持っていません。</p>
<p>○ 引上げの趣旨について (3)</p> <p>最低制限価格を引き上げるためには、意味合いが問われることになるが、その具体的な意味合いは何か。</p>	<p>本市の平均落札率は、89%と高い数字ですが、土木、下水道又は舗装工事については、そこまで高い数字ではありません。本市では、土木業者が多数おり、競争が激しく、落札率が上がらない状況もあるので、このような状況も考慮し、最低制限価格の引上げを行いたいというものです。</p>
<p>○ 業者の保護・育成について</p> <p>業者の保護・育成は、本来、商工関係部署が行うものであり、入札契約の部署が行うのは、市民から期待されている役割と違うのではないか。</p>	<p>業者の存続を考える入札制度も必要であると考えおり、その制度の一つである最低制限価格制度について、今回、引上げを行いたいということです。また、府内のほとんどの自治体が最低制限価格を引き上げの中で、本市では、状況を見つつ、遅れて引上げを行うものです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 引上げの趣旨について (4)</p> <p>京丹後市においてダンプ等 の問題が発生しており、市民に迷 惑を掛けるので最低制限価格を引 き上げるなどの具体的な理由が必 要ではないか。</p>	<p>本市においても、低落札のため工事業者が倒産した事例 があります。このようなことを未然に防ぐためにも、今後 も最低制限価格について、検討していきたいと思ひます。</p>
<p>○ 引上げの趣旨について (5)</p> <p>改定する事実関係がはっきりし ない中で最低制限価格を引き上げ るのは、時期尚早ではないか。現 状で、落札率が国より高いのであ れば、最低制限価格を見直す必要 性は認められないのではないか。</p>	<p>今後、分析を行い、検討させていただきます。</p>

2 公共発注の基本方針制定前後の入札比較について

- ※ 平成 23 年度第 2 回会議において、委員から、公共発注の基本方針を定めた前後の建築一式工事の A 等級の落札率等について、比較を行い、この方針についての検証を行うよう、要望があったことに関して報告を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 工事需要について</p> <p>契約金額で比較すると、平成 19 年度と平成 23 年度では工事需要が 違うように思うが。</p>	<p>平成 23 年度は、小・中学校の耐震工事の発注が集中して いたので、契約金額が大きくなっています。</p>

「3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 23 年度 (23 災第 3545 号) 市道溝谷黒部線道路災害復旧工事 … 一般競争入札

- ※ 初度の指名競争入札において、応札者全員が最低制限価格未満で失格となり入札が不調となった。その後、指名業者を除く全業者を対象とした条件付一般競争入札に契約方式を変更し、再度の入札公告を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1)</p> <p>初度の入札において応札者全員 が最低制限価格未満で失格となっ た要因について。</p>	<p>応札した業者の内訳書を見る限りでは、かごマットの材 料単価が㎡単価で積算すべきところがm単価で積算してい る状況が見受けられたので、そこが最低制限価格を割り込 んだ原因ではないかと考えています。なお、設計に違算は ありませんでした。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (2)</p> <p>初度の入札では、応札した全業者が㎡単価とm単価を取り違えたことになるのか。</p>	<p>このような工事は多くはないので、あくまで想定ですが、応札した全業者が取り違えたのではないかと考えています。</p>
<p>○ 再度公告入札について (1)</p> <p>再度公告入札を行うに当たり、与える情報の提供の仕方に工夫をしたのか。</p>	<p>再度公告入札に当たっての情報提供は行っておりませんが、災害復旧工事の発注が多い時期であったため、この工事と同種の、かごマットを使用する工事の設計書を情報公開で開示を求め、研究したのではないかと考えています。</p>
<p>○ 設計書について</p> <p>こういう種類の工事のときは、入札参加者にきちっと数量を明示しているのか。</p>	<p>図面と設計書の内訳書に数量を明示しています。</p>
<p>○ 再度公告入札について (2)</p> <p>初度の入札で応札者全員がかごマットの単価積算を間違い、再度公告入札では、応札者の大半がその部分をしっかりと把握していることについて、思い当たるところは。</p>	<p>情報公開で同時期の災害復旧工事の設計書の開示を求めて設計書を研究したと思いますし、初度の入札で応札者が全員失格したということで、業者としても歩掛の資料等を調べて、どこが間違っていたのかを研究したのではないかと思います。</p>
<p>○ 情報公開請求について</p> <p>初度の入札と再度公告入札の間で、業者が情報公開請求をしたのか。</p>	<p>この工事ではなく、他の工事の情報公開請求をしています。</p>
<p>○ 契約方式について</p> <p>なぜ、2回目は一般競争入札にしたのか。</p>	<p>本市の入札ルールにより、初度の入札が不調となった場合で設計書に問題がない場合、再度入札は、初度の入札の参加業者以外の業者で入札を行うこととしています。今回の場合は、初度の入札の参加業者以外の業者を対象に、一般競争入札を行いました。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1)</p> <p>最低制限価格は初度の入札と再度公告入札では同じ価格なのか。</p>	<p>同じ設計ですので、同じということになります。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2)</p> <p>再度公告入札でも最低制限価格未満での失格が多かったように思うが、設定に問題はなかったのか。</p>	<p>最低制限価格の設定に問題はありませんでした。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 積算について</p> <p>初度の入札では、応札者全者が同じ間違いで失格したが、再度公告入札では、同じ条件で出したにもかかわらず、ほとんど間違いがなかったということに違和感があるが。</p>	<p>初度の入札と再度公告入札では別の業者が応札していますが、初度の入札では、積算精度の高くない業者が応札した結果であると思います。</p>
<p>○ 最低制限価格について (3)</p> <p>初度の入札でも再度公告入札でも、最低制限価格の辺りの金額でかなりの数の業者が応札しているが、価格競争というよりも最低制限価格を正確に探り当てるという競争に思えて仕方がないが。</p>	<p>最低制限価格を設定している状況で、応札者が受注したいという意欲があるのであれば、やはり最低制限価格の辺りの金額で応札するしかないと考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (4)</p> <p>最低制限価格の探り合いの入札では、本来の入札が持っている適切な価格を設定するという意味合いが失われている気がするが、それでも入札を実施する意味というものをどのように捉えているか。</p>	<p>最低制限価格制度は、適正価格の範囲内での一番最低の金額として設けているものであり、適正価格の範囲内である予定価格と最低制限価格との間の中での競争はできていると思います。</p>

2 平成 23 年度 河辺開発区域洪水調整池築造工事 …… 通常指名競争

※ 初度の指名競争入札において、応札者全員が最低制限価格未満で失格となり入札が不調となった。その後、不調の要因が違算であることが判明したため、設計書の見直しを行い、当該入札の指名業者を指名して、再度指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 違算について (1)</p> <p>違算の内容は。</p>	<p>本市は、国土交通省の土木積算基準に伴う積算システムを使用していますが、そのシステムのデータ更新が漏れているところがあり、その部分が違算の原因であると考えています。</p>
<p>○ 設計の見直し内容について (1)</p> <p>設計の見直しにはなっているけれども、要するに、単価の見直しを行ったために最低制限価格が上がったということなのか。</p>	<p>設計書では、コンクリートを打設するポンプ車の運転員数を修正したので、結果として設計金額が下がりました。</p>

意見・質問	回答等
○ 設計の見直し内容について (2) 運転員の人数が変わったのか、それとも運転員の日当が変わったのか。	運転員の人数が変わりました。
○ 設計の見直し内容について (3) 当初よりも運転員の人数は増えたのか、減ったのか。	運転員の人数は減りました。
○ 設計書について 運転手の人数が減ったことは設計書でわかるのか、それとも、入札参加業者が自分たちで判断するのか。	本市の資料では、運転手の人数が減ったというような部分は、提示はしていません。
○ 違算について (2) 違算があって、もう一度入札を実施する場合、業者に、初回は違算があったということの情報提供をしているのか。	情報提供は行っていません。
○ 再度指名競争入札について 設計の見直しを行ったのだから、初度の入札と再度の入札で応札金額を変えるのが普通だと考えるが、なぜ 3 者が同じ金額で応札したのか。	本市では、設計書に問題があって入札が不調になった場合、同一業者を指名するというルールがあります。初度の入札と再度の入札で同じ金額で応札した 3 者については、このルールを熟知していたのではないかと思います。なお、再度指名競争入札後に、入札参加業者から違算があったのではないかという意見があったので、違算に関する説明会を開催しました。
○ 違算について (3) 違算が起らないよう再発防止策はとったのか。	再度指名競争入札後の説明会で入札参加業者から要望もありましたが、当初の入札が不調になった原因が違算であった場合は、入札参加業者に違算があったということを知覚するようにしました。また、違算をなくすため、設計書の検算体制を 3 人から 4 人に、1 人増やしました。
○ 入札ルールについて (1) 当初入札が不調になった原因が違算であった場合に、当初入札の指名業者をもう一度指名するというルールは、文書化しているのか。	文書化はしていません。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札ルールについて (2) (要望)</p> <p>基本的なルールについては、業者間での不公平が生じないように、文書化して周知することを検討してほしい。</p>	<p>検討課題とします。</p>

3 島津地区管渠布設工事その 10 …… 一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 抽選について</p> <p>工事が高額であるにもかかわらず、抽選となった理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>最低制限価格辺りの金額でしか受注できない状況の中、業者も積算に力を入れてきたことが要因だと思います。また、下水道工事については、同じパターン工事のため、以前の下水道工事の設計書を情報公開で求めて積算をすれば、積算の精度もかなり上がると思います。</p>
<p>○ 応札額の分析について (1)</p> <p>かなりの精度で設計ができるのであれば、落札者は平均的に真ん中ぐらいで落札されると思うが、この工事では最低制限価格未満での失格のほうが多く目に付くが、このことについては。</p>	<p>業者への確認は行っていませんので詳しいことはわかりませんが、この工事では最低制限価格未満での応札者が多かったですが、他の工事では最低制限価格未満での応札者が少なかったり、応札業者の真ん中が落札者であったりと、様々なケースがあります。</p>
<p>○ 応札額の分析について (2)</p> <p>最低制限価格を挟んでの応札額の分布などの分析はしていないのか。</p>	<p>分布の統計はとっていませんので、分析は行っていません。</p>

4 平成 23 年度 (22 線) 京丹後市立弥栄病院 3 号館療養環境整備工事 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約金額について (1)</p> <p>予定価格と比較して非常に安い契約金額であるが、非常に安い金額になった理由について、どのように分析するのか。</p>	<p>採用業者への聞き取りは行っていませんが、工事内容中のパーテーションの美装に関して、明確なところがなかったため、その辺りが本市と採用業者との間で若干の思い違いがあったのかもしれない。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 美装について (1) 何人でどのくらいの期間を掛けて作業をしていたのか。</p>	<p>1人が3か月ほど掛けて作業をしていましたが、空いた病室から作業を行っていましたので、実質の作業期間は、1月ぐらいだと思います。</p>
<p>○ 美装について (2) 思っていたものに仕上がったのか。</p>	<p>全部屋完成検査を行い、本市の思っていたとおりに仕上がりました。</p>
<p>○ 設計について (1) 見積りを取るときに、使用する物品のグレードは、特定しているのか。</p>	<p>設計業者に依頼して設計書を作成しましたが、物品のグレードの特定はしています。</p>
<p>○ 設計について (2) 美装の定義は、設計図書等に明記しているのか。</p>	<p>工事概要に明記しています。</p>
<p>○ 契約金額について (2) 契約金額について、予定価格との差が非常に大きい。</p>	<p>この工事では人件費の割合が大きいです。この不況下の中で、人件費を抑えてでも、仕事を取ろうと思ったのではないかと思います。</p>
<p>○ 不調となった入札について 当初の入札において、入札参加者が1者となり入札が不調となっているが、入札には何者指名していたのか。</p>	<p>当初の入札では、3者を指名しました。なお、開札日の前日までに2者が辞退をしたため、開札前に入札が中止となりました。</p>
<p>○ 見積結果について 見積結果を見ても、採用者以外の業者も安い金額を提示しているが、これが市中の市場価格ではないのか。</p>	<p>労務単価が市内、市中の労務単価ではなく、あくまでも比較的単純な作業としての労務単価であったのではないかと思います。この工事では人件費の割合が大きいため、結果として、どの業者も安い金額が提示できたのではないかと思います。</p>
<p>○ 入札と随意契約の比較について 入札であれば、最低制限価格のため、結果として契約金額が高くなっていたのか。</p>	<p>1,000万円以下の単一工種の工事の場合、最低制限価格を設けないことにしていますので、この工事では最低制限価格の設定はなかったこととなります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 見積業者の選定について (1) 見積業者の選定は、どのようにして決めたのか。</p>	<p>この工事では、入札に参加意向のあった1者、本市の入札参加資格者名簿の登録業者で有効な経営事項審査の提出がなかったため当初の入札に指名できなかった1者、入札参加資格者名簿の未登録業者で設計業者の参考見積りで1番安かった1者、従来から当病院と取引のある1者の合計4者を選定しました。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (2) 見積業者の選定に関するルールはあるのか。</p>	<p>本市では、見積業者の選定に関する一般的な基準はありませんので、発注担当課で選定することになりますが、実際は、入札参加資格者名簿を参考に業者を選定している状況です。</p>

5 平成23年度三石線他5線農道舗装工事・平成23年度沖ノ田線他1線農道舗装工事
 …… 通常指名競争

※ 平成23年度沖ノ田線他1線農道舗装工事については、初度の指名競争入札において、応札者全員が最低制限価格未満で失格となり入札が不調となった。その後、設計書の見直しを行い、当該入札の指名業者を指名して、再度指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (1) 舗装工事としては珍しく落札率にばらつきがあるが、どのように分析するのか。</p>	<p>三石線他5線の農道舗装工事は、農道舗装工事として最初の発注でしたので、各業者ともいろんな資料を基にして応札した結果、ほとんどの業者が最低制限価格未満で失格し、1者のみが最低制限価格以上で応札したため、このような結果になったのではないかと思います。沖ノ田線他1線の農道舗装工事については、すでに三石線他5線の農道舗装工事が終わっており、情報公開請求でその積算資料を入手し、参考にして応札した結果ではないかと思います。</p>
<p>○ 沖ノ田線他1線の農道舗装工事について(1) 再度指名競争入札では設計の見直しを行っているが、どういう必要性があって、どの点を見直したのか。</p>	<p>当初の設計において、要望が出ていた横断水路を設計に組み込んでいなかったため、再度指名競争入札の際には、その横断水路工を追加しました。</p>
<p>○ 沖ノ田線他1線の農道舗装工事について(2) 初度の指名競争入札で、全者最低制限価格未満で入札した原因は、違算なのか。</p>	<p>違算はありませんでした。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 沖ノ田線他1線の農道舗装工事について(3) 初度の入札の不調の原因が違算でないのであれば再度の入札では、業者を入れ替えるというルールがある中で、そのルールに基づかず、なぜわざわざ横断水路工を追加して同一業者を指名して入札を行ったのか。</p>	<p>指名業者については、市内業者が2者、市内に営業所がある準市内業者が3者いますが、本市の入札参加資格者名簿の舗装工事登録業者が少ないこともあり、常時、この5者を指名しています。</p>
<p>○ 舗装工事業者について(1) 市内業者2者と準市内業者3者以外には、舗装工事ができる業者はいないのか。</p>	<p>入札参加資格者名簿には、市内業者2者と準市内業者3者以外は、遠方の市外業者となりますが、品質管理の関係から、市外業者を指名することはしていません。</p>
<p>○ 沖ノ田線他1線の農道舗装工事について(4) 市内業者2者と準市内業者3者に再度、入札の機会を与えるために設計変更をしたのか。</p>	<p>本市では、実際、舗装工事に指名できるのは、市内業者2者と準市内業者3者しかいませんので、そのような理由から、再度指名を行ったものです。</p>
<p>○ 設計見直しのルールについて(要望) 設計の見直しを行い、初度の入札と再度の入札で同一業者を指名する必要があるならば、合理的なルールでわかりやすいものを作るべきだ。</p>	<p>きちんとしたルールを作りたいと思います。</p>
<p>○ 三石線他5線の農道舗装工事について(1) 舗装工事は恒常的に発注している工種であるが、この舗装工事では応札額にばらつきがあり、最低制限価格との誤差も大きい。</p>	<p>公共工事の歩掛と農林の歩掛が違うので、諸経費の捉え方がわからず、最低制限価格を算出しにくかったのではないかと思います。</p>
<p>○ 三石線他5線の農道舗装工事について(2) 京丹後市において、応札した5業者は指名・受注実績も多い業者であるが、全者に応札額のばらつきがあることが奇異に感じるが。</p>	<p>農林の歩掛で舗装工事を発注することがほとんどないことが応札額にばらつきがある原因だと思います。</p>
<p>○ 舗装工事業者について(2) 市内業者2者と準市内業者3者を常に指名していることは、公平な競争と透明性の向上という公共発注の基本方針と合致するのか。</p>	<p>本市では、公共発注の基本方針を大前提に、発注を行っています。舗装工事については、まず市内業者2者を選定し、公平性と競争性を保つため、準市内業者3者を確保して入札をしています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 舗装工事業者について (3)</p> <p>舗装工事に関して、市内業者 2 者と準市内業者 3 者以外の業者が指名される余地はないのか。</p>	<p>市内業者 2 者と準市内業者 3 者以外の業者は、遠距離の業者になりますので、今のところは指名することはありません。</p>

6 平成 23 年度 (H23 年災) 丹後町 (4) 上山農地災害復旧工事 …… 通常指名競争

※ 初度の指名競争入札において、指名業者全員が辞退し、入札が不調となった。その後、設計条件の見直し (工期の延長) を行い、当該入札の指名業者を指名して、再度指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 工期の設定について</p> <p>工期の延長という設計条件の見直しを行ったことについて、その工期の設定についての考え方は。</p>	<p>農地災害については、9 月中旬まで農地を使用する関係から、入札は 10 月以降となりますが、当初の入札を年末に行った結果、業者は既に多くの災害復旧工事を受注しており、人員不足等の関係で全者辞退しました。しかし、耕作の関係上、早期に終わらせたいという思いがありましたので、再度の入札を行いました。</p>
<p>○ 指名業者について</p> <p>初度の入札と再度の入札では、同一業者を指名したのか。</p>	<p>同一業者を指名しました。</p>
<p>○ 工事内容について (1)</p> <p>この工事の復旧方法は、一般的な仕様なのか。</p>	<p>災害復旧については、国から災害査定官が現地確認し、そこで決定した工種で発注することになりますので、基本的には、災害に適した復旧工法、一般的な復旧工法と感じていません。</p>
<p>○ 工事内容について (2)</p> <p>応札業者は、同種の工事の経験はあるのか。</p>	<p>本市は、災害復旧工事が非常に多いので、経験は豊富だと思います。</p>

7 平成 23 年度 土地改良施設維持管理適正化事業 イカシマ揚水機場改修工事

… 随意契約

※ 初度の指名競争入札において、応札者全員が最低制限価格未満で失格となり入札が不調となった。再度指名競争入札を実施した場合、年度内完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の理由により競争入札に付することができないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について</p> <p>今回は急いだために最低制限価格以下の安価で契約できたが、再度指名競争入札を行っていた場合は最低制限価格以上の金額で契約をしていたことになるが、この事態については。</p>	<p>最低制限価格制度を導入している状況の中で、こういったことが起こる可能性もあるのだと思います。</p>
<p>○ 初度の入札について (1)</p> <p>初度の入札を辞退した業者の辞退理由は。</p>	<p>初度の入札では、指名業者のうち 4 者が辞退していますが、3 者は技術者の確保が困難という理由、もう 1 者は、ポンプ納入に時間が掛かり、工期内の施工が困難という理由です。</p>
<p>○ 初度の入札について (2)</p> <p>初度の入札を辞退した業者の技術者確保の問題というのは、工期内に確保をすることが難しいのか、それとも技術者自体がその業者にいないのか、どちらか。</p>	<p>この工事は、機械器具設置工事という工種になりますが、会社として建設業の許可を受けておく必要があることから、技術者自体は会社に在籍していると思いますので、工期内に確保ができないということが辞退の理由であると思います。</p>
<p>○ 初度の入札について (3)</p> <p>初度の入札を辞退した 4 者は、実質、工期の関係で辞退したと考えていいか。</p>	<p>そうだと思います。</p>
<p>○ 契約金額について (要望)</p> <p>随意契約での契約金額が、市中の市場価格を反映しているように思えるので、このような工種の場合、最低制限価格制度自体を一度検討してみてはどうか。</p>	<p>検討します。</p>

8 平成 23 年度京丹後市峰山クリーンセンター整備工事 … 通常指名競争

※ 最低制限価格を設定しなかった案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1)</p> <p>施設設置業者以外の業者が改修工事等に入れない状況になっており、競争が制限的になっているが、競争が確保できるような工夫があるのか。</p>	<p>本市では、当施設の改修工事に当たり、公害防止基準を満たす施設の性能保障を前提に工事発注方針を定めていますが、現状は、当施設の施工業者以外でも受注を希望する業者が存在していますので、地方自治法に基づき、競争入札を行っています。なお、将来的に当施設の建替えがあった場合は、維持管理も含めた包括管理も検討する必要があると思っています。また、随意契約については、契約金額を比較する材料がないことから行っていません。</p>
<p>○ 工事内容について</p> <p>今回は、設備を入れ替えるという内容の工事なのか。</p>	<p>設備を全て入れ替えたということではなく、部品の交換を行ったという工事です。</p>
<p>○ 施設について (1)</p> <p>施設設立当時から、基本的な機械等は、施設の施工業者が入れているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 入札の辞退者について</p> <p>入札辞退の辞退理由は。</p>	<p>2 者辞退していますが、2 者とも技術者の配置が困難という理由です。</p>
<p>○ 施設について (2)</p> <p>施設施工業者以外の部品を、施設の機器等に使うことは困難なのか。</p>	<p>公害防止基準を満たす施設の性能保障が前提になりますので、施設施工業者の部品を使うことが妥当であると思います。</p>
<p>○ 契約方式について (2)</p> <p>将来的に検討する包括的契約について、具体的にはどのようなものか。</p>	<p>改修工事以外にも、施設の運転管理、施設で使用する薬品、燃料等の購入を行っていますが、こういったものを全て、工事を含めて施設の運営自身を施工業者に任せるといったような包括管理の方法について、検討していく必要があると思っています。</p>
<p>○ 契約方式について (3)</p> <p>検討される包括管理には、今回の工事のような設備更新も含まれるのか。</p>	<p>そうなります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (4)</p> <p>単年度ではなく、複数年にわたる契約になるのか。</p>	<p>例えば、施設の稼働予定期間を、工事を含めどのように維持するのかといったような、包括管理の一括発注について、検討する必要があると思います。</p>
<p>○ 施設について (3)</p> <p>施設延長時には、機器等を一式入れ替えるのか。</p>	<p>全ての機器を入れ替えるわけではありませんが、国の維持修繕に係る交付金に該当するようなものを、施設延長時には維持修繕という形で検討しています。</p>
<p>○ 契約方式について (5)</p> <p>このようなプラント施設では、施設の施工業者となれば、あとの修繕等は施工業者と契約せざるを得なくなるとう特性があるのか。</p>	<p>実際は、施設の施工業者が最後まで面倒を見るということになっている状況です。</p>
<p>○ 契約方式について (6) (要望)</p> <p>この種の工事では、競争入札の本来の効果である競争の促進があまり働かないので、将来的に大きな設備更新があるときには、包括的な契約方式などの検討を行っていただきたい。</p>	

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

意見・質問	回答等
今回はありません。	